

平成21年第4回東大和市議会定例会会議録第30号

平成21年12月16日(水曜日)

出席議員 (22名)

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	石川庄太郎君
15番	長瀬りつ君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	小島裕治君	主事	指田弘安君

出席説明員 (13名)

市長	尾又正則君	副市长	小飯塚謙一君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	氏井博君	市民部長	北田和雄君
子ども生活部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
建設環境部長	並木俊則君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	窪田きく江君	財政課長	関田新一君
学校教育課長	下平一紀君		

議事日程

第1 第70号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算(第4号)

[厚生文教委員会審査報告 日程第2～日程第3]

- 第 2 2 1 第 1 2 号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情
- 第 3 2 1 第 1 3 号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第4～日程第6〕

- 第 4 第 6 7 号議案 市道路線の認定について
- 第 5 第 6 8 号議案 市道路線の変更について
- 第 6 2 1 第 1 1 号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情

〔市財政の状況に関する調査特別委員会調査報告 日程第7〕

- 第 7 市財政の状況に関する調査特別委員会調査報告について
- 第 8 委第 4 号議案 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 第 9 議第 5 号議案 平成 2 2 年度予算の早期編成を求める意見書
- 第 1 0 議第 6 号議案 平成 2 2 年度予算編成にあたり、地方自治体への十分な財政措置を求める意見書
- 第 1 1 議第 7 号議案 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書
- 第 1 2 閉会中の継続審査について
- 第 1 3 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 3 まで

午前 9時30分 開議

○議長（粕谷洋右君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 第70号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（粕谷洋右君） 日程第1 第70号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第70号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成21年度一般会計補正予算（第2号）に計上いたしました地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し実施しております事業のうち、一部に差金が生じることから同交付金を活用し新たに事業の推進を図るため、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳出予算の補正で、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳出予算補正であります。

1の歳出であります。第10款の教育費は、小学校費が324万3,000円の減額、中学校費が324万3,000円の増額で、予算額に増減はありません。

内容であります。第2項小学校費は地上デジタル放送対応テレビ購入費及び電子黒板購入費につきまして契約差金が生じたことからそれぞれ減額し、校務用パソコンを1校当たり7台、計70台を購入するための経費を新たに計上するものであります。

第3項中学校費は、同様に地上デジタル放送対応テレビ購入費及び電子黒板購入費を減額し、校務用パソコンを1校当たり7台、計35台を購入するための経費を新たに計上するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第70号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第2 21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情

日程第3 21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情

○議長（粕谷洋右君） 日程第2 21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情、日程第3 21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、以上陳情2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、厚生文教委員会委員長、大后治雄議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 大后治雄君 登壇〕

○21番（大后治雄君） おはようございます。ただいま議題に供されました21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情及び21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、以上陳情2件につきまして厚生文教委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。本委員会は平成21年12月10日に開催し、説明員に副市長、教育長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情についてであります。

質疑などは次のとおりであります。

この方の状況を解決するためには、子ども家庭支援センターのかるがも一時保育で受け入れる以外に方策がないのか。またかるがも一時保育の年齢制限を引き上げることということが法的に可能なのかとの質疑に対し、まずかるがも以外で受け入れができるかだが、陳情理由にも学童保育も使えないとあるが、学童保育のお子様の入所要件としては、市内在住者及び小学校1年生から3年生までの者、ただし心身に障害を有する方は6学年までの者と、それだけである。また保護者の要件としては、労働、疾病、障害、介護等により家庭において児童の適切な監護に当たれない者、それだけであり学童保育に市外の小学校に通っていても一定の条件に合致さえしていただければ入所は可能である。そうした意味からこの御本人、学童保育にとりあえず相談してみたらいかがかということで連絡をとりたいと思っている。

次に、かるがも一時保育については法に基づいた事業かだが、児童福祉法の第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、一時的に預かり適切な

保護を行うとされている。また同じく児童福祉法第4条の中で乳児または幼児の年齢要件が書いてあり、乳児とは1歳に満たない者、幼児とは満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者と定義されている。したがって一時保育といえども保育の一環であり、これについては福祉の最低基準あるいは年齢制限といったものを設けさせていただいて実施している。次に障害者自立支援法に基づく障害者地域生活支援事業規則を市で定めており、これによると屋外での移動の困難な障害者が社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために介護者を派遣する制度としており、対象は学齢児以上で障害がある方である。利用いただく時間が決まっています、中学生まで月当たり13.5時間までとなっている。ただし、この移動支援事業は通学に関しては対象外としているとの答弁がありました。

次に、市内の学童クラブに通うことは可能で、また外出支援の問題は、通学はだめだが学童クラブへ行くのも帰るのもその通学の範囲に入るのか。さらに年齢制限引き上げというのは、今の説明だと不可能という理解でよいかとの質疑に対し、先ほどの理由により年齢制限の引き上げは現制度では不可能である。また日常的なものについては不可である。特別であればということだが、日常的にやるものについては常時必要なものという方については対象外ということであるとの答弁がありました。

次に、かるがもの利用状況はとの質疑に対し、20年度では利用者として半日利用が393件、1日利用が1,188件、合わせて1,581件である。稼働日とこの半日を1日に換算し、稼働率を見ると94.5%になっている。今は定員5名でやっているとの答弁がありました。

次に、94.5%とはいろいろ見ると100%という意味だと思う。例えば10名希望があるが5名しか受け入れられなくて100%なのか、5名希望で5名だから100%なのかとの質疑に対し、数字的には把握していないが今は抽せんしている状況で、5人の定員を10人に引き上げる準備をしている。22年度の4月から5人を10人に引き上げるとして、10人でも恐らく同様の稼働率でいくのではと予測しているとの答弁がありました。

次に、幾つかの選択肢があることは非常に大事だと思う。先ほどの幾つかのサービスがあるという中で市内NPO法人の利用という話があったが、どのような法人が利用できるのかとの質疑に対し、現在市内に2法人あり、この事業は地域生活支援事業という位置づけをしている。これは放課後を楽しく過ごせる創作遊びとか音楽遊び等を取り入れている事業を行っている。要望によっては、その施設までの送迎もしていただける制度である。ただ費用で個人負担が1回当たり1,500円程度かかる。もちろん送迎は別である。よって週に4回で6,000円、月になると2万四、五千円は負担いただくということである。なおこの法人に対して、市では年間で約550万円ずつの補助をしている事業であるとの答弁がありました。

次に、障害を持つ家庭、家族の方々に市としてもいろいろな経済的な援助、手当をしていると思うが説明をとの質疑に対し、考えられるのは心身障害児の福祉手当、月額6,100円であるとの答弁がありました。

次に、経済的に助けられる限度はそこまでかとの質疑に対し、ほかに経済的に金銭を渡すようなサービスはないとの答弁がありました。

次に、税金の控除等はいかがかとの質疑に対し、さまざまな福祉サービスがあり、定率の負担など、それに基づいて決めさせていただいている。もちろん扶養にお子さんが入っていると思うので、障害がある場合にはその加算が控除の中では見られていると考えられるとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論なく、起立採決の結果、起立なく、21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情は、不採択と決しました。

続きまして、21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求め

る陳情であります。

質疑などは次のとおりであります。

全国の各市町村でこの問題について議会で採決して意見書を取り上げている報道もされているが、東京都26市含めて都内でどのような状況になっているのかとの質疑に対し、今回の改正貸金業法の関係の陳情については、26市の状況は把握していないとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論なく、採決の結果、全会一致にて21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情を採択と決した後、本委員会として意見書を提出することと決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 大后 治雄 君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情、本件に関する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（粕谷洋右君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

日程第4 第67号議案 市道路線の認定について

日程第5 第68号議案 市道路線の変更について

日程第6 21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情

○議長（粕谷洋右君） 日程第4 第67号議案 市道路線の認定について、日程第5 第68号議案 市道路線の変更について、日程第6 21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情、以上議案2件、陳情1件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、建設環境委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○6番（中村庄一郎君） ただいま議題に供されました第67号議案 市道路線の認定について、第68号議案 市道路線の変更について、21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告させていただきます。

本委員会は平成21年12月11日に開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

初めに第67号議案 市道路線の認定について、第68号議案 市道路線の変更について、以上2議案を一括議題に供し、現地視察を行い、審査を行いました。

なお21第11号陳情の現場が市道路線の現場へ向かう途中にありますので、あわせて現地視察を行いました。

第67号議案 市道路線の認定について、第68号議案 市道路線の変更については、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、質疑、討論を終了、2議案を原案どおり可決と決しました。

次に、21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情を議題に供しました。

陳情趣旨朗読後、質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

初めに、市のほうのまちづくりに対する考えを、都市マスタープランの中でも大和通り、あの地域のことを市の玄関口、それから東大和市の中心的商店街という位置づけとして明記されている。そういう中でこれからの東大和市のまちづくりという観点から、あの地域に対して今後どういう考えを持っているのか。その辺説明をいただきたいという質疑に対して、東大和市の都市マスタープランにおきまして、都市マスタープランは各地域ごと、地区ごとにいろいろな地域の特性あるいは環境を重んじた中でいろいろな計画を本市として持っているわけですが、この東大和市駅周辺あるいはその大きな都道、あるいはここで開通いたしました都市計画道路等、周辺からは道路があるわけですが、その中でこの東大和市の表玄関の東大和市駅周辺の整備につきましては、当然のごとく都市マスタープランにのっており、いろいろな考えは市は持っている。今後についてもマスタープランに準じて、市の大きな政策である基本構想、基本計画、総合計画、そのようなものと連携した中で計画の実行ということを常に考えているところ。差し当たってこの地域に関しては、都市計画道路も南街4丁目交差点の開通に伴い、開通を一部したところである。周辺の桜が丘については、大型マンションあるいは戸建て等の住宅も少しずつふえて、今後の開発も見込まれるというような環境ですので、市としても安全・安心のまちづくりを進める中で非常に重要な地域という認識を持って計画を持ち、その実行に努めていきたいというような考えを持っているというような答弁がありました。

次に、この場所をどうするのかと思うのだが、もう少し詳しい話をしてほしいという質疑に対して、都市マスタープランでは具体的に大和通り周辺のところについて、市の中心的な商店街として快適で人々に親しま

れる買い物環境の整備により活性化を図りますという方針を掲げている。こういった方針になるべく近づけていくためにはどういったことができるのか。都市マスタープランというのは、協働でまちづくりを進めていくとする方針を掲げているので、地域の方たち、また行政、それと道路管理をしている東京都がどういったことができるのかと一緒に検討するというようなことをしながら、協働でこの方針に近づいていけたらいいなというようなことで、そういったものを具体的に進めていくには実際の実施計画に反映させていかななくてはいけないということもあるが、まずは地域の方たちと一緒に協働のルールづくりといったものも考えながら具体化していく必要があるんじゃないかというふうに考えているところですよとの答弁がありました。

次に、今回の陳情の前に、2年前になるが、今回商店街、そして商工会長、その自治会長の連名ということで陳情が出されているが、2年前には既に商店街として市長のほうに要望書が出ている。内容的には基本的に一緒に、この3点の要望が出ているが、一緒に今後どういったことができるのかということ東京都と一緒に考えていきたいということなのだが、2年前に既に要望書が出されており、具体的にその計画としてこういうことを今後どういう時期にやっていきたいというような、現在もし計画として若干でもあればその辺の説明をいただきたいとの質問に対しまして、市のほうには2年前にこのような要望のことについては内容的にいただいて、この間、機会あるごとに東京都北多摩北部建設事務所ですが、そちらのほうにはいろいろな角度から話はもう伝えてあるので、機会ごとにそのような話を市としてはしている段階ですよ。今回この陳情が市議会のほうに出されたという中で、東京都もいろいろな話をしたが、まず東京都のほうは都市計画道路3・4・26号線の南街4丁目の交差点がことしの3月に完成して、新しい道路のほうに行けるようになったというようなことも踏まえて、青梅街道大和通りの交通形態も変わりつつあるという中で、もうしばらくこの交差点の利用状況を確認し、またその利用がある程度落ちついた段階、期間的には1年ぐらいになるかというふうには思うが、その段階で東京都としてはまず交通量調査、交通の実態を把握したいという話を市は今聞いている。その後その調査に基づいていろいろな考えに及んでいくんじゃないかというところで、東京都からは聞いているところという答弁がございました。

次に、この資料でいただいた北北建のほうにこの陳情者が伺ったということだが、北北建はどのような陳情者から質問があり、そしてそれに対して北北建はどのような回答をしたのか。それに対してこちらの情報が入っているのか。入っているのであればそれを教えてほしいとの質問に対しまして、団体の皆様が東京都のほうにこの陳情にお伺いしたのは12月3日というふうに聞いていますと。まだ市も、その間ちょっと時間もまだとれないような状況にあり、詳しいところはまだ聞いていませんが、その内容的には東京都のほうから面会について話はあった。その中では、詳しくはまだこれから聞くところではありますが、東京都としてはまず交通量調査を実施してみたいと。これについてはいつという期間はまだわからないということですが、来年に入って早いうちにとというような話は聞いている。あといろいろな細かい話はあったと思うが、今後このような陳情内容で東京都としていろいろな道路構造の課題というか、周辺の道路等の関係とかいろいろなもの、もろもろの問題、課題に対してくると思うので、そういったことで可能な事業はどれかというようなことを考えながら、事業について事業化に向けて研究してみたいというようなところを話した部分は聞いているという答弁がございました。

次に、協働でまちづくりをというようなことを言われているが、商店振興プランのほうで東大和市として、東大和市駅周辺を歩いて楽しい都市空間の整備を進めていくというふうに位置づけている。東京都がどういふふうに考えているのかわからないと協働でのまちづくりという形が見えてこないが、東京都はわからないと言

っているが、東大和市として、都市計画のほうとして、陳情者の要望どおりの形をやろうとなった場合、どの部分が課題になってくるのか。また先ほど言った道路の構造部分、その他わかる範囲でいいので課題と問題点を教えてほしい。その質疑に対して、あくまで市道であればこのような考え、こういうふうな具体的などころの部分の話ということで、まず前提となる中で、このような大きな3項目ということで、まずは道路を新設あるいは改良する場合には道路構造令というものがある。それに当然適合していかなければいけないという部分がある。今回についても幅員等、歩道等、拡幅等があるので、当然ルールに基づいた中で道路としてできるかなというところを適合させなければいけないというものもある。現在青梅街道は主要地方道ということで、車道は現地を見たとおりの片側については4メートルというところで、車道については現在8メートル、両側に歩道が1.5メートルずつあることで3メートルで、合計道路幅員については11メートルということになっている。現在幅員が11メートル、それをやはりこの要望では、片側の歩道——両方とも1.5メートルから2.5メートルにそれぞれ1メートル延ばすとすると、簡単に言えば車道部分が2メートル減り、8メートルの車道が6メートル、片側でいくと3メートル、3メートルになってしまうということになると、道路構造上からいきますとちょっと今の大型車両、特に路線バスが通っているということで、車道の片側の3メートルというのは、構造令からいってもちょっと難しい部分の車道3メートルかなというふうには一般的には思う。可能かどうかは別として、それはまた東京都の考えである。個々にはまず歩道の拡幅が、歩道片側1.5メートルから2.5メートルにした場合には当然車道が片側3メートルになる。現在の大型車両の通行、バスの通行が現状で維持できるのかなというところの一つあると思う。街路樹の植樹については、歩道幅員が2.5メートルになると植樹ますを設置した中では中木は植栽は可能ではあると思うが、東京都の福祉のまちづくり条例等の関係を、歩道の場合について、そういうふうな植栽をした場合でも有効幅員を2メートル以上とりなさいという部分があるので、そうとなるとなかなか2.5メートルの歩道だと連続した植樹帯は難しいかなというふうには思う。間隔をあげないと中木は植栽できない。中木と中木の間は、低木は植栽はできないかなというふうには一般的には考えられる。三つ目の電線の地中化については、歩道幅員が2.5メートル以上あればルール上は可能というふうなことは言われている。ただ一般的に考えた場合に、もし歩道の地中の共同溝というようなことになると、2.5メートルの歩道の幅で植栽と共同溝が一緒にできるかというのは、ちょっと一般的には難しいかなと。もっと歩道の幅員がないと両方は難しいかなというの一般的にはちょっと考えられる。どれについても不可能とか可能とかではなく、一般的な道路の形態、構造から考えた場合の調べた中での話というふうな形で理解していただければというふうな答弁がございました。

次に、この陳情3項目について思われる課題ということで幾つか伺いたい。この陳情、たしか3点すべてしてくれということの陳情だと思うんですけども、今回陳情者すべて自治会長の名前が出ていますけれども、そうするとこの陳情者の方だけじゃなくて、自治会のほうでこういったことに対して協議とか話し合いとかがされたのかなということについてはどの程度伺っているかという質問に対しまして、自治会のほうでどうのこうのというふうな形は、こういうふうなことというの部分は、市のほうでは自治会のほうへは聞いていません。話も直接したことはないとの答弁がございました。

次に、一番懸念することは、いわゆる3メートルになった場合、バス停に上下——立川方面、それから奈良橋方面にバスがとまったときに緊急車両が抜けられるかどうかという、ここが一番大きな課題だろうと思う。やはり緊急車両が通れないということになるとこれは大変なことになるわけで、これがどうかというところで、それからもう一方、2.5メートルの歩道にした場合、緑樹帯というよりもガードレールをつくらなければなら

ないということになるのではないかと思います。それはどうなのかとの質問に対しまして、緊急車両の通行ですが、バス停の位置を見ると現在南街通りのバス停の位置も多少ずれています。同時にバスが通ると、現在南街通りのバス停の位置も、3メートルになった場合は緊急車両は反対側を通らなければならないことがあります。完全にふさがれてしまうという状況にはならないという考えはある。ただそういったことを考えますと、3メートルというのは道路構造令には適合しない幅員になるので、その辺はいろいろと検討する必要があるというふうに感じる。またガードパイプの件では、2.5メートルになれば横断抑止ということでパイプをつけることが標準的なことになる。したがって店の前が全部あくような状況にはならない可能性もある。この辺具体的な設計になっていくかということとははっきりしないが、一般的にはそのような構造になるとの答弁がありました。

次に、この大和通りの問題はもう長い間の懸案事項、やはり東大和市にとっての商店街をどうしていくのかというのは、やはり市としてどういう形にしようかといった、東大和市のまちづくりとしてどういう観点で踏まえていくのかということが大事なんだと思う。その中で問題がどう解決していくのか。こういう陳情が出されたからといって、市が率先してこの大和通りの商店街のことについてのさまざまな問題を東京都とやり合うのかということが大事だと思う。確かに道路構造上の3メートルという問題があるのかもしれないけれども、それらもどこまでできるのか、最大限努力する必要があるんだろうと思う。どう考えているのかとの質問に対しまして、東大和市の都市マスタープランにおいては、大和通り、富士見通りの商店街等については、東大和市の中心の商店街として人々に親しまれている。買い物環境の整備を行って活性化を図っていくということがうたわれている。このような中で当然都道だから市のほうは何もしないということではなくて、東大和市の重要な地域の要件なので、商店街の振興はもとより安全・安心なまちづくりのために道路というのは当然必要なことなので、東京都のほうには新しい道路もできたということの中で、道路の形態が変わったという中で調査に入りたいということの一つのきっかけとして、当然のごとく今後の東大和市のまちづくりに重要な施策だというふうに認識しているので、今までと同様に今後も東京都と連絡を密にして連携をとりながら、また地元の皆様の意見等も聞きながら、地域振興のために事業が推進できるものであれば、当然のごとく市のほうも努力していくというような考えであるというような答弁がございました。

次に、市としては積極的に東京都に対して、この大和通り商店街の活性化のためのさまざまな施策を要望していくという認識でいいんでしょうかと。その認識だけしておきますとの質問に対しまして、東大和市としては、東大和市駅前市表玄関ということで位置づけており、道路がどのようになるかにより当然まちづくりも変わってくる。総体的に道路構造令がどうだということはいっぱいあると思うが、例えば方法として片側に2.5メートルを持って、片側に例えば今のままの歩道にするとか、そういう手法もいっぱいあるかと思うので、東京都も陳情の中では交通量調査をするというのだから、市のほうとしても積極的にそういったことは要望等をしていきたいと思っているとの答弁がございました。

次に、東大和市の将来像を描いている都市マスタープランを平成12年につくった。その後、ここの今陳情に出ている大和通りについて考えたときに、道路線形は変わってきているし、快適な道路ではないというような現況があるというようなことも、現状を陳情者たちがさまざまな調査をしているわけです。安心して歩ける道路ではないというふうなことで変わってきている。策定時よりも現状がある意味後退をしているというような現状にある中で、東大和市としては今あるマスタープランについて、実現の計画だとかそういったものについては見直していくとか、そういった考えはないのかという質問に対しまして、東大和市の都市マスタープランについては平成12年3月に策定して現在に至っている。市で行う都市計画事業の一つの大きな指針がすべて網

羅しているものというふう考えた中で、各地域、地区ごとのいろいろな施策を掲載しているところ。やはりいろいろな現状が、特に南の地域、南街、桜が丘、向原については、まちづくりがいろいろな形で進んでおり、平成12年から約10年たったが現況として変わってきている。その中で当然のごとく環境の変化に伴い、このマスタープランをすべて網羅するということは無理。そういった中ではマスタープランを指針とした中で、より現在のまちづくりに合った中で考えを持って事業として進めていくという考えをいつも持っている。見直し等は毎年毎年できるものではないので、やはり現状に合った中で東大和市民にとって一番環境としてよりよいものは何か、どういう事業なのかということは、常に念頭に置きながら指針をもとに事業のほうについては進めていくのが考えですというような答弁がございました。

次に、指針は必要ですけれども、指針で示した各分野のどれくらいの実現ができていくのかというところをきちんと検証して、環境が変わっているのであれば当然見直しをしていかなければいけない、現状に合わないものになってしまう。幾ら指針があってもその辺についてはきちんと市として取り組んでいただきたいとの質疑に対し、指針は持っているわけなので、環境の変化、状況の変化、地域の変化、いろいろとある。そういった中では当然のごとく将来に向かって大幅に見直さなければいけないものについては、指針も考えていかなきゃいけないのは当然のこと。ただこれだけまちづくりがいろいろな状況の中で、日々いろいろな動きがある地域について、当然のごとく指針に基づいた中で実態に沿うようなまちづくりを進めているというのが現状との答弁がございました。

次に、今回この陳情については、東京都が交通量調査をするというのが第一歩だろうというふうに言ってるけれども、国が経済対策の補正で電線の地中化、それから緑化、4,000億円積み増した――陳情されている方たちはきちんと現状の分析もされ、自分たちが望む大和通りのあり方みたいなものの将来像は出ているわけだから、そういうものに沿って市として早急に東京都と話し合いをして、市の意向というのを決めていただくべきだというふうに思うのがいかかという質問に対しまして、当然青梅街道は都道でございます。事業をやる部分については、これだけの大きな事業になりますと国庫補助金の導入が当然東京都はされないと事業化というのは難しいというふうには考えている。東京都の全体事業の中で、今後現況調査をして研究していくところというふうなことが団体のほうに伝えられていることは、いろいろと考えているところだと思っている。それに付随して、いろいろな面でのあの地域の振興について、連携した中で進めていく考えは当然持っている。東京都もやはり都道をいっぱい抱えているので、全体的には国庫補助のパイもあるし、今後の中ではまず事業化に向けては東京都ときちんと整備路線ということで計画をもらわないと次の予算化にはいかないもので、そういったことも踏まえて当然のごとく事業化に向けて東京都と連携をとって、まちづくりの指針としてあるものに合わせていくような考えを積極的に働きかけなきゃいけないし、東京都もここでスタートが切れるという部分もあるので、今後の事業化に向けてかなりいろいろな課題はあると思うが、東京都と一緒に考えていくというスタンスですとの答弁がございました。

質疑を終了し、討論を省略し、意見をつけて採決されたいとの動議が提出、直ちに採決をいたしました。

21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情、本件を採択と決しました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長におきまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第67号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第68号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

#### 日程第7 市財政の状況に関する調査特別委員会調査報告について

○議長（粕谷洋右君） 日程第7 市財政の状況に関する調査特別委員会調査報告について、本件を議題に供します。

本件につきましては、市財政の状況に関する調査特別委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔市財政の状況に関する調査特別委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○8番（森田憲二君） ただいま議題になりました市財政の状況に関する調査特別委員会の調査内容、結果について御報告を申し上げます。

本委員会は平成21年2月12日より平成21年12月14日までの間、延べ13回にわたり調査を行いました。

なお7月21日には、他市への行政視察も行っております。

その間、副市長、担当部課長の出席のもと、途中で正副委員長の交代、委員の変更等がありましたが、委員会で要求した資料に基づき調査を進めてまいりました。

質疑の内容につきましては、委員会の議事録をホームページに掲載してありますので省略をさせていただきます。

また本来ですと委員会で使用した資料も添付したいところですが、資料が多くなり割愛をさせていただきました。なお各会派の控室には配布をさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

報告書にありますように、1、市財政の状況について、市民に解りやすく毎年報告すべきである。2、長期を見据えた予算編成をすべきである。3、国や都へ現状に見合った制度改定の提言をすべきである。

以上、調査の結果、3項目に簡潔にまとめさせていただきました。

概略ですが、委員会の調査報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔市財政の状況に関する調査特別委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

市財政の状況に関する調査特別委員会調査報告について、本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本件を委員長報告のとおり決定いたします。

お諮りいたします。

市財政の状況に関する調査特別委員会の調査は、本日をもって終了としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、市財政の状況に関する調査特別委員会の調査を終了と決します。

○議長（粕谷洋右君） 日程第8 委第4号議案 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第4号議案 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第9 議第5号議案 平成22年度予算の早期編成を求める意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第9 議第5号議案 平成22年度予算の早期編成を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、議員全員による提出でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第5号議案 平成22年度予算の早期編成を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第10 議第6号議案 平成22年度予算編成にあたり、地方自治体への十分な財政措置を求める意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第10 議第6号議案 平成22年度予算編成にあたり、地方自治体への十分な財政措置を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、議員全員による提出でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第6号議案 平成22年度予算編成にあたり、地方自治体への十分な財政措置を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第11 議第7号議案 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第11 議第7号議案 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔1 番 吉野 孝君 登壇〕

○1 番（吉野 孝君） 議第7号議案 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書についての説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度については、ことし行われました総選挙の結果でも国民の厳しい審判が下り、そして政権交代が行われました。

今回のこの医療制度については、75歳以上の高齢者を国保や、また健保組合から追い出し、そして別建ての医療保険制度に囲い込む、そうした制度になりました。このことによって負担が今までなかった高齢者が、保険料をみずからが支払う。こうしたことが行われ、そして受けられる医療制度についても差別医療が行われ、別建ての診療報酬等が設けられる、こうしたこととなります。さらに保険料については2年ごとの引き上げが行われ、限りのない保険料の引き上げが行われます。そして保険料を払えない人については保険証を取り上げるなど、こうした医療差別が後期高齢者の人たちに対して行われる。これが制度の中で実施される以前に、うば捨てとも言われる制度でした。

このことが来年、22年の4月から、また保険料の引き上げが行われます。こうした状況の中で高齢者の医療については、長年社会に貢献した高齢者の人たちが、そうした医療の差別が行われる。こうしたことが今行われているわけです。

しかし世界的に見てもこの問題については、公的医療制度についての窓口の負担というのが、例えば原則無料とされているのがイギリスやイタリア、カナダ、オランダ、またデンマーク、スペイン、ギリシャ、トルコ、チェコスロバキア、こうしたところが高齢者が原則無料の医療制度になってます。またそうした中でも低負担がされているところが、ドイツやフランス、またスウェーデン、ノルウェー、フィンランドなどの国が、世界的にも——の全体の流れです。

しかし、日本は定率負担のために3割の負担。しかしスイスなどでは1割の負担、またルクセンブルクなどでは5%の負担と軽減がされています。こうした世界の中で見ても、高齢者への医療の軽減というのが世界的な流れです。

そうした中で今度の後期高齢者医療制度については、高齢化が進む中で医療費の負担を削減するという政府のそうした方針のもとで、こうした制度が行われています。来年については軽減の措置、また継続ということも言われていますが、これはこの状態を続ければ、さらに高齢者への負担はふえていくことは事実です。速やかにこの制度を廃止することを求める。そしてもとの老人医療保健制度に戻すこと、このことが必要な措置だと考えます。そして今回こうした意見書をぜひ国会に上げていただきますよう、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（尾崎信夫君） まず現政権も選挙では後期高齢者医療制度の廃止を訴えながら、政権をとった後には

現制度を廃止するというのは非常に難しいという判断を下して、その結論については先延ばししてるのが現状ですけど、その点についてはどうなのか。

今さまざま各外国のことを言われておりますけれども、外国では所得税ではなくて消費税を導入するなり、また高負担で高福祉という考え方に基づいて行われているからできるということであるわけでありまして、逆に日本は世界で類を見ない少子高齢化——高齢化が大きく進む国であり、まさに少子化がそれに輪をかけているわけでありまして。そういう意味では、今ある国の財政状況の中で、まさに今だって概算要求がどうなるかということもまだ決められてない状況の中で、そういう中でこの問題についての解決というのはなかなか見出せないんじゃないかと思うわけですよ。この辺についてはどうお考えなのか、その点についてお尋ねしときます。

○1番（吉野 孝君） 1点目の政権が交代という状況の中で、今度の医療制度が即廃止にならないという状況があります。しかし前政権の中で、4党の合意で、参議院でもその廃止法案が通り、残念ながら衆議院では通りませんでしたけども、そうしたことで参議院では廃止法案が通りました。この中で言われてるのはですね、高齢者への即時廃止ということが、この法案の中身です。そしてこの中でも、国庫負担についてもふやすようにということが4党合意の中でされたわけです。

それがどういう状況なのかというと、今の財政状況の中で、これを要するに即廃止できる状況にもなくなってきてる。これが今の現政権の大きな問題です。これは政権交代をしたけれども、実際は財政的などころについては十分な措置がされていないという点では、大変大きな問題があると思っています。だからこそ今あれこれ現政権の中でも混乱させる、また速やかに廃止ができないんだということ为先送りがされてるのが今の状況です。しかしこれはそうしたことをいろいろと言いますが、実際には廃止できないということではありません。これは参議院の廃止法案の中身に沿って行えば十分できる話です。

そしてもう一つですが、諸外国のことを私は言いましたけども、これは確かにそうした社会保障の率については多少の違いはあります。（発言する者あり）しかしそれは具体的にはですね、先ほど私が言いましたように……

○議長（粕谷洋右君） 発言中でありますので静粛に願います。

○1番（吉野 孝君） 原則無料という中の国、例えばイギリス——先ほど言いましたけども、イタリア、カナダ、オランダ、デンマーク、スペイン、ギリシャ、トルコ、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、こうした国々は原則無料です。こうした中で社会保障もですね、先ほど国民の負担が日本に比べて多いんじゃないかということをおっしゃりますが、しかしそうではありません。税金の使い方を社会保障のほうに回してるところが日本と諸外国の違いです。（発言する者あり）だから先ほどですね、負担の率が違うんじゃないかというだけの話ではありません。

以上です。

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔1 番 吉野 孝君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第7号議案 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立少数。  
よって、本案を否決と決します。

---

#### 日程第12 閉会中の継続審査について

○議長（粕谷洋右君） 日程第12 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。  
厚生文教委員会からお手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。  
お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第13 議員派遣について

○議長（粕谷洋右君） 日程第13 議員派遣について、本件を議題に供します。  
お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。  
お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時34分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 粕 谷 洋 右

副 議 長 尾 崎 信 夫

署 名 議 員 中 村 庄 一 郎

署 名 議 員 二 宮 由 子